

令和6年第1回（3月）大郷町議会定例会会議録第4号

令和6年3月7日（木）

応招議員（12名）

1 番 赤 間 繁 幸 君	2 番 鎌 田 暁 史 君
3 番 鈴 木 利 博 君	4 番 赤 間 則 幸 君
5 番 佐々木 和 夫 君	6 番 鈴 木 恵 子 君
7 番 金 須 新 一 君	8 番 田 中 三 恵子 君
9 番 熱 海 文 義 君	10 番 石 垣 正 博 君
11 番 高 橋 重 信 君	12 番 石 川 良 彦 君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田 中	学 君	教育長	鳥 海	義 弘 君
参事（特命担当）	三 浦	光 君	総務課長	熊 谷	有 司 君
財政課長	菅 野	直 人 君	まちづくり政策課長	高 橋	優 君
			復興推進課技監兼		
復興推進課長	武 藤	亨 介 君	地域整備課技監	門 脇	匡 哉 君
税務課長	小 野	純 一 君	町民課長	千 葉	昭 君
保健福祉課長	伊 藤	義 継 君	農政商工課長	片 倉	剛 君
参事兼地域整備課長	鎌 田	光 一 君	会計管理者	遠 藤	龍 太郎 君
学校教育課長	角 田	倫 明 君	社会教育課長	赤 間	良 悦 君
代表監査委員	零 石	顕 君			

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 相澤幸子 主事 上杉琉日

議事日程第4号

令和6年3月7日（木曜日） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議案第 2 5 号	令和 6 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 6 号	令和 6 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 7 号	令和 6 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 2 8 号	令和 6 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 2 9 号	令和 6 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 7	議案第 3 0 号	令和 6 年度大郷町水道事業会計予算
日程第 8	議案第 3 1 号	令和 6 年度大郷町下水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 2 5 号	令和 6 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 6 号	令和 6 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 7 号	令和 6 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 2 8 号	令和 6 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 2 9 号	令和 6 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第 7	議案第 3 0 号	令和 6 年度大郷町水道事業会計予算
日程第 8	議案第 3 1 号	令和 6 年度大郷町下水道事業会計予算

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、5番佐々木和夫議員及び6番鈴木恵子議員を指名いたします。

日程第 2	議案第 2 5 号	令和 6 年度大郷町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 6 号	令和 6 年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 2 7 号	令和 6 年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第 5	議案第 2 8 号	令和 6 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予

算

日程第 6 議案第 29 号 令和 6 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算

日程第 7 議案第 30 号 令和 6 年度大郷町水道事業会計予算

日程第 8 議案第 31 号 令和 6 年度大郷町下水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 日程第 2、議案第 25 号 令和 6 年度大郷町一般会計予算、
日程第 3、議案第 26 号 令和 6 年度大郷町国民健康保険特別会計予算、
日程第 4、議案第 27 号 令和 6 年度大郷町介護保険特別会計予算、日程
第 5、議案第 28 号 令和 6 年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日
程第 6、議案第 29 号 令和 6 年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日
程第 7、議案第 30 号 令和 6 年度大郷町水道事業会計予算、日程第 8、
議案第 31 号 令和 6 年度大郷町下水道事業会計予算を一括議題といたし
ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 25 号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第 25 号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。
予算書 2 ページをお開き願います。

議案第 25 号 令和 6 年度大郷町一般会計予算。

令和 6 年度大郷町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 58 億 5,000 万円と定
める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1
表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務
を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表
債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地
方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第
3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入
れの最高額は 7 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和6年度予算の概要について御説明いたします。

予算の総額は58億5,000万円、前年度比2億8,000万円の増で、率にして5%の増となり、前年度を上回る予算となりました。

主な予算の増額の理由は、粕川地区防災拠点施設整備関連経費としての防災緑地整備工事及び国受託事業である避難道路整備関連予算、緊急浚渫推進事業として、滑川及び味明川の河道掘削工事、緊急自然災害防止対策事業として、中村地区急傾斜地崩壊対策事業、橋梁点検により修繕が必要となった小屋館橋及び宮下橋の橋梁修繕工事、合併70周年、町制施行65周年記念による各種記念事業、物価高騰による各課施設事業の光熱費等の需用費及び委託料の増等によるものです。

歳入においては、町税関係で、国の税制改正による定額減税によって町民税の減等が見込まれ、町全体で12億5,690万円の計上となっており、当初予算ベースの前年度比で、2,177万5,000円の減、率にして1.7%の減となっております。

地方交付税は、全国ベースで前年比1.7%の増とされておりますが、本町では、前年比6,000万円減の12億8,000万1,000円を計上したところでございます。

その他の財源としましては、令和6年度も、ハード事業は関係する国県支出金を計上したほか、財政調整基金繰入金及び町債等により予算措置をしております。なお、財政調整基金等の基金繰入額は7億9,006万2,000円で、前年比2億3,673万4,000円の増、率にして42.8%の増となっております。

また、一般会計分の町債は7億1,530万円で、前年度比1億360万円の増、率にして16.9%の増と、厳しい財政情勢となっております。

概要につきまして、は以上でございます。

続きまして、3ページの第1表により、款項ごとに主な内容を御説明いたします。

まず歳入です。

第1款町税。全体としまして12億5,690万円で前年比2,177万5,000円の減となります。国の税制改正による定額減税等によって、町民税の減額が見込まれており、固定資産税につきましても、太陽光発電施設による評価決算分の増がピークを過ぎたため、今後は減額が見込まれております。

第1項町民税は2億8,307万4,000円で、前年度比2,431万7,000円の減となります。

第2項固定資産税は8億5,153万4,000円で、前年度比124万円の減です。

第3項軽自動車税は3,182万6,000円で、前年比132万7,000円の増となります。

第4項町たばこ税9,046万4,000円で、前年比463万1,000円の増です。

第5項入湯税で2,000円で、前年度比217万6,000円の減です。町内事業者の廃業による科目計上となります。

第2款地方譲与税4,993万4,000円で、前年度比1,235万5,000円の増です。

第1項地方揮発油譲与税は1,110万5,000円で、前年比9万5,000円の減です。

第2項自動車重量譲与税は3,423万4,000円で、前年比1,173万4,000円の増です。

第3項地方道路譲与税は1,000円で、科目計上です。

第4項森林環境譲与税は459万4,000円で、前年比71万6,000円の増です。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金18万8,000円で、前年比1万5,000円の増です。県通知によるもので、以下の交付金も全て県通知によるものとなります。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金222万9,000円で、前年比39万3,000円の減です。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金174万1,000円で、前年比126万9,000円の減です。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金2,085万7,000円で、前年比27万8,000円の増です。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金1億9,629万3,000円で、前年比145万1,000円の増です。

第8款ゴルフ場利用税交付金第1項ゴルフ場利用税交付金6,400万円で、前年比700万円の増です。

第9款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金580万円で、前年比114万2,000円の増です。

次ページをお開き願います。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金470万円で、前年同額です。

第11款地方交付税第1項地方交付税12億8,000万1,000円で、前年比6,000万円の減です。内訳としまして、地方交付税12億円で、前年比6,000万円の減、特別交付税8,000万円で前年同額、震災復興特別交付税1,000円で科目計上となります。

第12款交通安全対策特別交付金第1項交通安全対策特別交付金60万円で、前年比15万円の減です。

第13款分担金及び負担金787万円で、前年比227万8,000円の増です。

第1項分担金は309万3,000円で皆増です。中村地区急傾斜地崩壊対策工事に係る受益者分担金です。

第2項負担金は477万7,000円で、前年比81万5,000円の減です。放課後児童クラブ保育料、老人保護措置費用徴収金になります。

第14款使用料及び手数料8,373万円で、前年比492万円の増です。

第1項使用料は6,014万9,000円で、前年比566万6,000円の増です。住民バス乗車料、町営住宅使用料などです。町営住宅使用料の増等によるものです。

第2項手数料は2,358万1,000円で、前年比74万6,000円の減です。戸籍諸証明手数料、廃棄物処理手数料等です。

第15款国庫支出金は7億8,601万7,000円で、前年比1,820万6,000円の増です。

第1項国庫負担金は2億9,827万円で、前年比164万3,000円の減額です。児童手当交付金、認定こども園関連の子どものための教育・保育給付費交付金、障害福祉サービス費負担金、障害児通所給付費負担金等が主なものです。

第2項国庫補助金は4億7,826万4,000円で、前年比1,965万8,000円の増です。子ども・子育て支援交付金、橋梁修繕に係る道路局所管補助金、粕川地区復興まちづくり事業の防災拠点整備事業に係る社会資本整備総合交付金、町道柏木原小梁川線の用地測量、用地買収に伴う道路局所管防災安全交付金、こども園の屋根・外壁修繕に係る就業前教育・保育施

設整備交付金等が主なものです。

第3項委託金は948万3,000円で、前年比19万1,000円の増です。基礎年金等事務費交付金、粕川地区堤防除草作業委託金が主なものです。

第16款県支出金は2億7,978万円で、前年比239万6,000円の増です。

第1項県負担金は1億6,502万1,000円で、前年比314万2,000円の増です。児童手当交付金、国保後期基盤安定負担金、障害福祉サービス費負担金、認定こども園関連の子どものための教育・保育給付費交付金等が主なものです。

第2項県補助金は9,951万3,000円で、前年比376万2,000円の増です。障害者医療費補助金、子ども・子育て支援交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支援対策交付金、不登校対策としてのみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金等が主なものです。

第3項委託金は1,506万6,000円で、前年比450万8,000円の減です。個人県民税徴収取扱費委託金、農林業センサス交付金、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金が主なものです。減額の主な理由は、昨年度、参議院議員選挙執行経費の計上があったためです。

第17款財産収入5,310万3,000円で、前年比2万9,000円の減です。

第1項財産運用収入は5,310万円で、前年比2万9,000円の減です。町有財産貸付収入及び各種基金利子収入になります。

第2項財産売払収入は3,000円で、科目計上です。

第18款寄附金第1項寄附金9,000万1,000円で、前年比2,000万円の減です。ふるさと納税に関する寄附金となります。

第19款繰入金は7億9,006万2,000円で、前年比2億3,673万4,000円の増です。

第1項基金繰入金は7億9,005万9,000円で、前年比2億3,673万4,000円の増となります。ハード事業に関する国庫補助金等裏負担財源及び一般財源不足について財政調整基金などから繰り入れるものです。

5ページをお開き願います。

第19款繰入金第2項特別会計繰入金は3,000円で、科目計上となります。

第20款繰越金第1項繰越金は4,000万円で、前年度同額です。

第21款諸収入1億2,089万4,000円で、前年比675万9,000円の減です。

第1項延滞金加算金及び過料は5万円です。町税延滞金で前年同額です。

第2項町預金利子は3,000円です。普通預金運用利子で前年同額です。

第3項貸付金元利収入は2,798万3,000円で、前年比197万9,000円の減

です。奨学資金「未来づくり事業」、災害援護資金、地域総合整備資金などの各貸付金の返済金です。

第4項受託事業収入は985万6,000円で、前年度比9万6,000円の増です。高齢者保健事業と介護予防等一体的実施受託事業収入及び後期高齢者健康診査受託事業収入等です。

第5項雑入は4,670万2,000円で、前年比207万6,000円の減です。各種検診自己負担金、学校給食費収入などです。

第6項ボートピア事業交付金は2,280万円で、前年比380万円の減です。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金は1,350万円で、前年度比1,000万円の増です。

第22款町債第1項町債は7億1,530万円で、前年比1億3,060万円の増となります。内容につきましては、後ほど第3表地方債で御説明を申し上げます。

以上、歳入合計58億5,000万円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページを御覧いただきます。

第1款議会費第1項議会費8,828万1,000円で、前年比697万8,000円の減です。議員報酬、費用弁償並びに事務局職員給料等が主なものでございます。議員定数2名減により、議員報酬等の減額となります。

第2款総務費は10億8,786万9,000円で、前年比4,524万3,000円の減額となります。

職員人件費、行政区運営費、公有財産及び情報システム管理費、ふるさと応援寄附関連経費、住民バス運行費、交通防災対策費などによるものです。中村地区急傾斜地崩壊対策事業、住民バス購入、合併70周年・町制施行65周年記念大郷お祭り補助金等の増額があるものの、前年度計上しておりましたマイナンバーカード利用による住民票等のコンビニ交付に向けたシステム改修業務及び防災無線装置更新の完了、令和6年度のふるさと応援寄附金関連経費の減等により減となったものです。

第2項徴税費7,642万8,000円で、前年比696万6,000円の増です。職員人件費並びに経常的な賦課徴収経費となります。職員人件費の増額及びコンビニ収納件数の増見込み等による手数料の増等によるものです。

第3項戸籍住民基本台帳費5,804万9,000円で、前年比2,788万1,000円の増です。職員人件費、住民基本台帳、戸籍システム運用経費等です。国の提示条件による戸籍システム標準化・共通化業務委託料及び戸籍等のコンビニ交付システム使用料等の増によるものです。

第4項選挙費41万7,000円で、前年比2,062万円の減です。選挙管理委員会等の経費です。前年度に町議会議員選挙及び県議会議員選挙が行われたことにより減額となったものです。

第5項統計調査費188万3,000円で、前年比140万5,000円の増です。各種統計調査の経費となります。2025年、農林業センサスに向けた準備等による増額となります。

第6項監査委員費143万7,000円で、前年比6,000円の減です。監査委員報酬、費用弁償、研修旅費等になります。

第3款民生費12億7,733万8,000円で、前年比2,804万円の増です。

第1項社会福祉費7億6,992万2,000円で、前年比97万7,000円の減となります。職員人件費、各種福祉関係経費、国保等各特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合への負担金等になります。障害福祉サービスの利用者の増による自立支援給付費が増額したものの、仮設住宅の廃止等による生活支援員業務委託料の減額、老人ふれあいの家休館による指定管理料及び送迎業務委託料の減等により減となったものです。

第2項児童福祉費5億741万6,000円で、前年比3,009万8,000円の増となります。児童手当、認定こども園経費、児童館運営経費、すこやか子育て医療費助成等になります。すこやか子育て医療費の増額、国公定単価改正及び利用見込み数増による認定こども園等の保育事業負担金の増額、認定こども園の屋根・外壁改修工事による就学前教育・保育施設事業費補助金の増等によるものです。

第4款衛生費4億1,744万9,000円で、前年比1,338万3,000円の減です。

第1項保健衛生費1億3,455万8,000円で、前年比4,531万7,000円の減です。職員人件費、各種検診、予防接種経費、生活環境対策費、保健センター管理費等になります。職員人件費の減額、戸別合併処理浄化槽特別会計の公営企業会計移行に伴う繰出金の7款統合による減等による減となったものでございます。

第2項病院費6,658万9,000円で、前年比47万7,000円の減です。

第3項清掃費2億1,630万2,000円で、前年比3,241万1,000円の増です。ごみ処理、し尿処理の黒川行政負担金及びごみ収集運搬業務等です。黒川行政負担金及びごみ収集運搬業務委託料の増額等により増となったものです。

第5款農林水産業費2億1,855万8,000円で、前年比1億3,174万8,000円の減です。

第1項農業費2億384万円で、1億4,057万7,000円の減です。職員人件

費、農業委員会運営費、農業振興費、多面的機能活動組織交付金や農業振興総合補助金等の農業者及び各種団体の交付金及び補助金、畜産振興費、開発センター、ふれあいセンター21及び縁の郷の維持管理費等になります。農業振興地域整備計画更新業務委託料、行井堂地区土地改良区事業負担金、前川地区県営圃場整備事業調査費負担金の増額があるものの、昨年度にテレワーク施設工事費を計上したこと、農業集落排水事業特別会計の公営企業会計移行に伴う操出金を7款に統合したことにより減となったものです。

第2項林業費1,471万8,000円で、前年比882万9,000円の増です。松くい虫被害木伐倒業務、黒川森林組合出資金、森林環境整備基金積立繰り出し等によるものです。森林経営管理意向調査等業務委託料により増額となったものです。

第6款商工費第1項商工費3,781万4,000円で、前年比6,545万4,000円の減となります。職員人件費、くろかわ商工会補助金、小規模事業者経営改善資金利子補給、消費生活相談経費、起業人等支援補助金、地域活性化起業人負担金等になります。くろかわ商工会の2割増し商品券発行事業補助金を計上しておりますが、昨年度に物価高騰、燃料価格高騰対策として1人当たり5,000円の商品券を交付する生活応援商品券発行補助金や、観光事業計画策定業務委託料等を計上したことにより減額となったものです。

第7款土木費14億5,798万円で、前年比3億7,859万8,000円の増です。

第1項土木管理費4,208万8,000円で、前年比950万3,000円の増です。職員人件費等管理経費の計上です。

第2項道路橋梁費9,934万5,000円で、前年比1億1,373万1,000円の減となります。道路管理のための除草及び敷き砂利業務、緊急維持工事費等を計上したほか、町道中屋敷道下線法面復旧工事、町道柏木原小梁川線用地測量業務及び同土地購入費、小屋館橋及び宮下橋の橋梁修繕工事等が主なものです。前年度に成田橋、小屋館橋及び宮下橋の3橋の道路修繕工事費を計上したため減額となったものです。なお、小屋館橋及び宮下橋の修繕工事は、成田橋の工事費増により国庫補助金に見合うように令和5年度の施工を見送り令和6年度に行うものとなります。

第3項河川費1億8,379万1,000円で、前年比1億1,419万3,000円の増です。粕川地区堤防除草業務、滑川及び味明川の河川緊急しゅんせつ工事が主なものです。味明川の河川緊急しゅんせつ工事の増等によるものです。

第4項住宅費1,544万3,000円で、前年度比1,000万2,000円の増です。町営住宅の維持管理経費です。町営住宅修繕料及び町営住宅長寿命化計画改定業務委託料の増額等によるものです。

次ページをお開き願います。

第5項都市計画費11億1,731万3,000円で、前年比3億5,863万1,000円の増となります。町立公園管理費、定住促進として住宅リフォーム助成金、若者及び子育て世帯定住促進奨励金、地域おこし協力隊に関する費用、復興まちづくり事業として粕川地区防災拠点設備整備関連経費、そのほか宅地分譲特別会計繰出金、下水道事業会計負担金等になります。粕川地区防災緑地拠点整備の舗装、遊具、外構等を整備する防災緑地整備工事、国受託事業である避難道路整備負担金の増額、先ほど御説明した下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計の公営企業会計移行により、下水道事業会計負担金として都市計画費に一括計上したことによる増額となります。

第8款消防費第1項消防費2億1,770万7,000円で、前年度比148万7,000円の増です。消防団員報酬及び災害時出動報酬、費用弁償、黒川行政への消防費負担金等となります。黒川行政事務組合負担金の増等によるものです。

第9款教育費4億6,117万8,000円で、前年比1,873万8,000円の増です。

第1項教育総務費8,321万3,000円で、前年比166万5,000円の増です。教育委員会並びに職員人件費、奨学資金貸付け、外国語指導助手経費、不登校対策としての子どもの心のケアハウス事業、学校教育充実のための指導主事配置事業等が主なものでございます。奨学資金継続貸与者見込み数の増により増となったものです。

第2項小学校費1億862万5,000円、前年比3,323万円の増です。教材備品購入費、教員補助者設置事業、スクールバス運行経費、施設管理費等になります。東北運輸局の運賃単価値上げ改正によるスクールバス運行業務、小学校長寿命化計画策定業務、太陽光システム蓄電池ユニット交換工事等、電話機交換工事の増等が主な増額の理由です。

第3項中学校費4,940万8,000円で、前年比396万1,000円の増です。内容は小学校と同様でございます。東北運輸局の運賃単価値上げ等によるスクールバス運行業務、電話機交換工事等の増による増となります。

第4項社会教育費8,475万4,000円で、前年比587万7,000円の減です。職員人件費、各種社会教育及び公民館事業運営費、社会教育施設維持管理費経費等になります。前年度に山中古墳樹木伐採業務委託料等を計上

したため減額となったものです。

第5項保健体育費1億3,517万8,000円で、前年比1,424万1,000円の減です。職員人件費、社会体育事業及び学校給食に関する経費、学校給食無償化事業等になります。前年度に学校給食センター外壁等改修業務委託料、厨房施設等賃貸借料及び合併70周年・町制施行65周年記念事業で事業統合より秋祭り事業等を今年度は計上しなかったこと等による減となります。

第10款災害復旧費3,000円で前年同額です。

うち、第1項東日本大震災災害復旧費1,000円で、東日本大震災復興基金の利子積立てです。

第2項公共土木施設災害復旧費1,000円、第3項農林水産施設災害復旧費1,000円については、科目計上となります。

第11款公債費第1項公債費5億7,582万3,000円で、前年比1億1,594万3,000円の増です。町債元利償還金5億5,375万円、町債利子、償還金等で2,207万3,000円となります。令和元年度東日本台風時の償還開始等による増となります。

最後に、第12款予備費第1項予備費1,000万円で、前年度同額となります。

歳出計58億5,000万円となります。

続きまして、8ページを御覧いただきます。

第2表 債務負担行為について御説明いたします。

事項、期間、限度額の順に御説明申し上げます。

1、セキュリティ強化対応サーバ賃貸借、期間は令和6年度から11年度まで、限度額は475万5,000円です。現計画期間の満了により新たに5年間の契約を締結するため設定するものです。

2、住民台帳システムクライアント賃貸借、期間は令和6年度から11年度まで、限度額は900万円です。現計画期間の満了により新たに5年間の契約を締結するため設定するものです。

3、農業振興地域整備計画更新業務、期間は令和6年度から7年度まで、限度額は603万9,000円です。農業振興地域の計画更新に当たり、基礎調査、計画策定と2か年で作成するため設定するものです。

4、小規模事業者経営改善資金利子補給（令和6年度貸付分）、期間は令和6年度から9年度まで、限度額は142万3,000円です。資金融資の利用者に対し、1パーセントの利子補給を3年にわたり補給するため設定するものです。

5、大郷町奨学資金貸与（令和6年度貸付分）、期間は令和6年度から9年度まで、限度額は1,080万円です。令和6年度貸付け者に在学期間貸付けするため設定するものです。

6、大郷町学校給食調理等業務、期間は令和6年度から11年度まで、限度額は1億2,126万4,000円です。現契約期間の満了により、新たに5年間の契約を締結するため設定するものです。

9ページをお開き願います。

第3表 地方債について御説明いたします。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に申し上げます。

1、臨時財政対策債。令和6年度地方財政対策に基づく発行見込額によるものです。限度額は810万円です。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において当該見直し後の利率とし、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、また、繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしております。臨時財政対策債については、後年度100%交付税措置されるものです。

2、道路等整備事業。社会資本整備総合交付金事業で、道路改良工事、橋梁修繕等に係るもので、町道柏木原小梁川線用地測量及び土地購入、小屋館橋及び宮下橋橋梁修繕工事、町道中屋敷道下線法面復旧工事分となります。限度額は3,580万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様です。本事業に関する充当率は、補助残等に対し100%で、充当率のうち70%が交付税措置をされるものでございます。

3、緊急浚渫推進事業。滑川・味明川の河川堆積土砂のしゅんせつに係るものです。限度額は1億7,590万円です。起債の方法、利率、償還方法は前記と同様です。本事業に係る充当率は100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられます。

4、都市防災総合推進事業。粕川地区の防災拠点設備整備事業等に係るものです。限度額は3億9,810万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様です。本事業に係る充当率は、補助残等に対し100%で、充当率のうち70%が交付税措置されるものでございます。

5、縁の郷施設改修工事。縁の郷の加圧給水ポンプ及びボイラーの施設整備に係るものです。限度額は1,610万円で、起債の方法、利率、償還

方法は前記と同様です。本事業に係る充当率は90%で、充当率のうち30%が交付税措置されるものでございます。

6、緊急防災・減災事業。中村地区急傾斜地崩壊対策事業に係るものです。限度額は4,630万円で、起債の方法、利率、償還方法は前記と同様です。本事業に係る充当率は、受益者負担分を除く100%で、充当率のうち70%の交付税措置が講じられます。

7、過疎対策事業（ソフト分）。給食費無償化事業に係るものでございます。限度額は3,500万円で、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様です。本事業に係る充当率は100%で、充当率のうち70パーセントが交付税措置されるものでございます。

地方債の合計7億1,530万円となります。

以上で、議案第25号につきましての提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第25号の説明を終わります。

次に、議案第26号及び議案第28号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第26号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

予算書の115ページを御覧ください。

議案第26号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度大郷町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,350万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は 9 億 2,350 万 9,000 円で、令和 5 年度当初予算と比較すると 1,406 万 6,000 円、率にして 1.5% の減となりました。団塊の世代が 75 歳となり、後期高齢者医療保険に移行することによる療養給付費の減額等によるものです。

116 ページを御覧ください。

それでは、第 1 表 歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第 1 款国民健康保険税第 1 項国民健康保険税 1 億 3,782 万 3,000 円は、保険税の収納見込額で、前年と比較し 220 万円、率にして 1.6% の減でございます。

第 2 款使用料及び手数料第 1 項手数料 5 万円は、保険税の督促手数料でございます。

第 3 款県支出金第 1 項県補助金 6 億 7,643 万 4,000 円は、保険給付費の額により交付される普通交付金と、各種事業への取組状況等に応じて交付される特別交付金でございます。

第 4 款財産収入第 1 項財産運用収入 6 万 1,000 円は、財政調整基金及び高額療養費資金等貸付基金の預金利子でございます。

第 5 款繰入金第 1 項他会計繰入金 5,940 万 1,000 円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。

同じく第 2 項基金繰入金 4,973 万 5,000 円は、国保財政調整基金からの繰入れで、財源調整のための基金繰入れでございます。

第 6 款繰越金第 1 項繰越金 1,000 円は、前年度からの繰越金で、科目計上でございます。

第 7 款諸収入第 1 項延滞金加算金及び過料 1,000 円は、保険税の延滞金で、科目計上でございます。

同じく第 2 項雑入 3,000 円は、交通事故など第三者行為に係る納付金などを見込んでおります。

以上、歳入合計 9 億 2,350 万 9,000 円でございます。

続きまして、117 ページの歳出について御説明いたします。

第 1 款総務費第 1 項総務管理費 904 万 5,000 円は、レセプト点検業務等の国保事務共同処理委託料及び国保連合会への負担金などに要する経費

で、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う国保システムの改修業務がございますことから、昨年度より600万円強の増となっております。

第2項徴税費483万4,000円は、保険税の賦課徴収に係る経費、保険税の完納報奨金などです。また、令和2年度から実施している18歳未満の被保険者に係る均等割相当額の補助事業を、令和6年度も継続いたします。

第3項運営協議会費24万9,000円は、国保運営協議会に要する費用でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費5億6,642万6,000円は、療養給付費等の国保連合会への負担金です。

第2項高額療養費9,328万円は、一般被保険者に係る高額療養費の計上でございます。

第3項移送費1,000円につきましては、科目計上でございます。

第4項出産育児諸費300万2,000円は、6件分の出産育児一時金でございます。

第5項葬祭諸費75万円は、15件分の葬祭費でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分1億5,974万3,000円は、被保険者の医療給付費として県に納付するものでございます。

第2項後期高齢者医療支援金等分5,586万5,000円は、被保険者に係る後期高齢者医療支援金等に係る県への納付金でございます。

第3項介護納付金分1,392万4,000円は、40歳から64歳の被保険者に係る介護納付金に対応する県への納付金でございます。

第4款同事業拠出金第1項同事業拠出金1,000円は、科目計上でございます。

第5款保健事業費第1項特定健康審査等事業費1,173万1,000万円は、特定健康審査及び特定保健指導に要する経費でございます。

第2項保健事業費258万6,000円は、国保制度など健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成など、疾病予防対策事業に要する経費でございます。

第6款基金積立金第1項基金積立金7万円は、財政調整基金に係る利子積立金でございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金100万1,000円は、過年度分の保険税還付金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第8款予備費第1項予備費は昨年同様100万円を計上しております。

以上、歳出合計9億2,350万9,000円でございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号の提案理由を御説明申し上げます。

予算書の150ページを御覧ください。

議案第28号 令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度大郷町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億914万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

予算の総額は1億914万9,000円で、令和5年度当初予算と比較すると1,103万2,000円、率にして11.2%の増となりました。主な要因は、被保険者の増による後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものです。

歳入につきましては、特別徴収と普通徴収による保険料、一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、保険料の徴収経費と広域連合に対する納付金が主なものでございます。

151ページをご覧ください。

それでは、第1表 歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料7,953万9,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1万2,000円は、保険料の督促手数料でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金2,948万5,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金でございます。

第4款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度繰越金で、科目計上でございます。

第5款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円も、科目計上でございます。

第2項償還金及び還付加算金11万円は、広域連合からの還付金や還付加算金でございます。

第3項雑入1,000円は、科目計上でございます。

以上、歳入合計1億914万9,000円でございます。

続きまして、152ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費72万7,000円は、保険証発送などの一般事務に要する経費でございます。

第2項徴収費1万2,000円は、徴収事務に要する経費でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金1億819万9,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金11万円は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で、科目計上でございます。

第4款予備費第1項予備費は10万円の計上でございます。

以上、歳出合計1億914万9,000円でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第26号令和6年度国民健康保険特別会計予算、議案第28号令和6年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第26号及び議案第28号の説明を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時59分 休 憩

午 前 11時09分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） それでは、議案第27号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計予算説明書の130ページを御覧願います。

議案第27号 令和6年度大郷町介護保険特別会計予算。

令和6年度大郷町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,100万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、当初予算の概要を御説明申し上げます。

令和6年度予算の設計に当たりましては、新たに策定いたしました第9期介護保険事業計画を基本とした編成内容及び令和5年度の執行実績を勘案して積算を行ったものでございます。予算の総額は11億4,100万5,000円で、前年対比895万6,000円の増となります。総務費においては、介護保険事業計画策定業務委託料の減額がある一方、介護保険制度改正対応のためのシステム改修費の計上などにより、前年度比15万3,000円の増となり、保険給付費においては施設介護サービス給付費が減りましたが、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費などの増により、前年度比14万7,000円の増となりました。地域支援事業費では、第9期介護保険事業計画策定に伴う制度周知のためのパンフレット作製や、6年度から配布を開始する救急医療情報キットの購入などによる需用費の増及び一般会計の令和元年東日本台風災害による被災者見守り支援事業と当会計の生活支援体制整備事業を統合し、高齢者の見守りや介護予防に向けた生活支援体制の充実を図ったことなどから、前年度比855万6,000円の増となりました。なお、介護給付費準備基金からの繰入れは、前年度比457万5,000円増の2,167万9,000円を計上しているもの

でございます。

それでは、131ページの第1表 歳入歳出予算について、款項ごとに主な内容を御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款保険料第1項介護保険料は2億1,416万1,000円で、前年度比407万4,000円の減となっています。第1号被保険者に係る保険料収入である被保険者数につきましては、特別徴収の方が2,724名、普通徴収の方が276名で積算をしております。なお、保険料基準額については、第9期介護保険事業計画に基づく保険料改定前の予算計上のため、令和5年度の保険料により算出しているものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料第1項手数料は1万5,000円で、保険料の督促手数料です。

次に、第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金は2億9,313万2,000円で、第2号被保険者の介護納付金や地域支援事業に係る支払基金からの交付金となります。

次に、第4款国庫支出金第1項国庫負担金は1億8,322万7,000円で、介護給付費の国庫負担分となります。

第2項国庫補助金は8,528万3,000円で、介護給付費に対する調整交付金やシステム改修に係る事務費交付金となります。

次に、第5款県支出金第1項県負担金は1億6,285万円で、介護給付費負担金の県負担分となります。

第2項県補助金は914万1,000円で、地域支援事業に係る補助金の県負担分でございます。

次に、第6款財産収入第1項財産運用収入は2万4,000円で、介護給付費準備基金の預金利子になります。

次に、第7款繰入金第1項一般会計繰入金は1億7,147万5,000円で、介護給付費及び地域支援事業等に係る一般会計負担分の繰入れでございます。

第2項基金繰入金は2,167万9,000円で、介護給付費準備基金からの繰入金となり、保険料水準の維持のため引き続き基金繰入れにより財源調整を行うものでございます。

次に、第8款繰越金第1項繰越金1,000円は、科目設定のための計上でございます。

次に、第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料1,000円も、科目設定のための計上でございます。第2項雑入は1万6,000円で、会計年度任

用職員の雇用保険の被保険者分などでございます。

以上、歳入合計が11億4,100万5,000円となります。

次に歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費は1,016万6,000円で、介護保険システムの改修や保守、賃貸借に係る経費のほか、一般事務経費となります。

第2項徴収費は11万5,000円で、保険料納付書印刷や口座振替手数料などの徴収事務経費となります。

第3項介護認定審査会費は747万6,000円で、認定調査員の人件費のほか、介護認定審査会に係る黒川地域行政事務組合の負担金などが主なものでございます。

第4項運営協議会費は22万4,000円で、介護保険運営委員会と地域包括支援センター運営協議会の運営経費になります。

次に、第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費は9億4,218万8,000円で、在宅介護サービスや施設介護サービスなどの介護サービス給付費となるものです。

第2項介護予防サービス等諸費は2,065万4,000円で、予防サービスに関する給付費です。

第3項高額介護サービス費は2,895万4,000円で、介護サービスの自己負担額が上限額を超えた場合の給付費です。

第4項高額医療合算介護サービス等費は324万円で、1年間の医療保険と介護保険の自己負担が世帯の限度額を超えた場合の給付費です。

第5項特定入所者介護サービス等費は6,982万円で、住民税非課税世帯の方が施設へ入所した際の負担軽減のための給付費となります。

次に、第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費は939万2,000円で、地域支援事業として実施する介護予防訪問介護サービス並びにケアマネジメントなどに要する費用となります。

第2項一般介護予防事業費は1,142万7,000円で、健康長寿対策事業やいきがい健康づくり事業に関する費用となります。

第3項包括的支援事業・任意事業費は3,397万1,000円で、初めの概要で申し上げたように、一般会計の令和元年東日本台風災害による被災者見守り支援事業と当会計の生活支援体制整備事業を統合し、高齢者の見守りや介護予防に向けた生活支援体制の充実を図ったことなどから、前年度比で535万5,000円の増となっております。また、地域包括支援センターの運営経費のほか、緊急通報システムや成年後見などに関する費用を計上しております。

次に、第４款基金積立金第１項基金積立金は２万５,０００円で、介護給付費準備基金に係る利子の積立て分となります。

次に、第５款公債費第１項公債費は５万円で、一時借入金があった場合の利子となります。

次に、第６款諸支出金第１項償還金及び還付加算金は３０万２,０００円で、保険料の還付金などです。

次に、第７款繰出金第１項繰出金は１,０００円で、一般会計への繰出金の科目設定のための計上でございます。

次に、第８款予備費第１項予備費は３００万円で、前年同額の計上でございます。

以上、歳出合計が１１億４,１００万５,０００円となります。

以上で、議案第２７号の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第２７号の説明を終わります。

次に、議案第２９号について説明を求めます。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） それでは、議案第２９号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の１５９ページを御確認願います。

令和６年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算。

令和６年度大郷町の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２,２８８万５,０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和６年３月４日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、議案第２９号につきまして御説明申し上げます。

当会計は、鶉崎の高崎団地、中粕川団地、中村原団地の３団地の分譲に関する特別会計となります。

宅地分譲事業は令和４年度予算で完了しているため、歳入におきましては他会計繰入金、歳出につきましては公債費について計上した予算内容となっております。

160ページを御確認願います。

第1表 歳入歳出予算です。

初めに歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金2,288万4,000円です。公債費に対する一般会計からの繰入金となります。

第2款繰越金第1項繰越金は1,000円で、科目計上となります。

以上、歳入合計は2,288万5,000円となります。

続きまして、歳出を御説明いたします。

161ページをお開き願います。

第1款公債費第1項公債費は2,288万5,000円です。造成事業費として借入れした町債の元金と利子の償還金となります。

以上、歳出合計は2,288万5,000円となります。

以上で、歳入歳出の予算合計は、それぞれ2,288万5,000円となります。

議案第29号 宅地分譲事業特別会計予算につきましての説明は以上となります。次ページ以降の事項別明細書を御確認いただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第29号の説明を終わります。

次に、議案第30号及び議案第31号について説明を求めます。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） それでは、議案第30号につきまして、提案の理由を申し上げます。

167ページをお開き願います。

議案第30号 令和6年度大郷町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和6年度大郷町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は2,750戸で、前年度比8戸の増を見込んでおります。

第2号 年間総給水量は71万6,000立方メートルで、前年度比8万5,000立方メートルの減を見込んでおります。

第3号 1日平均給水量は1,960立方メートルで、前年度比235立方メートルの減を見込んでおります。

第4号 主要な建設改良事業は、老朽管更新事業でございますが、中村、鶉崎地区石綿セメント管布設替え設計業務や、大松沢法堂地区配水管布設替え工事を予定しており、予算額が4,400万1,000円で、前年比

5,100万1,000円の減額です。

次に、収益的収入及び支出です。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款水道事業収益を2億4,662万8,000円とするものです。前年度比49万8,000円の減額、率にしまして0.2%の減を見込んでおります。

第1項営業収益2億2,535万3,000円は、水道料金、開・閉栓手数料、下水道等事務手数料などの収入を見込んでおり、前年度比73万4,000円の減額です。

第2項営業外収益2,127万2,000円は、長期前受金戻入益、引当金戻入益、預金利息が主なもので、前年度比23万6,000円の増額です。

第3項特別利益3,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款水道事業費用を2億2,885万5,000円とするものです。前年度比1,555万9,000円の増額、率にしまして2.4%の減となっております。

第1項営業費用2億1,908万円は、大崎広域水道からの受水費、水質検査や漏水調査、配水管電気設備の修繕料などの原水給水費、職員の人件費やメーター検針業務、水道料金システム委託料などの総係費、建物・構築物等の減価償却費などで、前年度、インボイス対応システムを導入したことにより、前年度比1,539万円の減額です。

第2項営業外費用877万3,000円は、企業債の利息等によるもので、前年度比16万9,000円の減額です。

第3項特別損失2,000円は、科目の計上です。

第4項予備費は、100万円を計上しております。

168ページをお開き願います。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,929万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,529万3,000円及び当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額400万円で補填するものとする。

収入です。

第1款資本的収入を3,700万5,000円とするものです。前年度比5,249万9,000円の減額、率にしまして58.7%の減を見込んでおります。

第1項工事負担金、第2項他会計負担金1,000円は、科目の計上です。

第3項企業債3,700万円は、大松沢法堂地区配水管布設替え工事に係る企業債で、事業量の減により前年度比3,600万円の減額です。

第4項国庫支出金、第5項出資金、第6項他会計補助金1,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款資本的支出を8,629万8,000円とするものです。前年度比5,434万3,000円の減額、率にしまして38.6%の減となっております。

第1項資産購入費1,000円は、科目の計上です。

第2項建設改良費4,400万1,000円は、中村、鶉崎地区石綿セメント管布設替え設計業務や、大松沢法堂地区配水管布設替え工事によるもので、前年度比5,100万1,000円の減額となっております。

第3項企業債償還金4,229万6,000円は、石綿セメント管更新事業等に伴う企業債の元金償還金で、前年度比334万1,000円の減額となっております。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的であります1、水道管路近代化推進事業につきまして、限度額を3,700万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができるものとするものです。

次ページになります。

一時借入金。

第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものです。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

(議会の議決を経なければ、流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費を1,431万7,000円とするものです。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、50万円と定めるものです。

令和6年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第30号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、196ページをお開き願います。

議案第31号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第31号 令和6年度大郷町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和6年度大郷町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

第1号 排水戸数は1,871戸、前年度比28戸の増を見込んでおります。

第2号 年間総処理量は58万1,880立方メートルを見込んでおります。

第3号 1日平均処理水量は1,594立方メートルを見込んでおります。

第4号 主要な建設改良事業は、マンホール長寿命化工事、公共汚水ます設置工事、マンホールポンプ修繕工事、戸別合併処理浄化槽設置工事を予定しており、予算額が7,526万3,000円です。

次に、収益的収入及び支出です。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款下水道事業収益を3億4,998万5,000円とするものです。

第1項営業収益8,065万9,000円は、下水道使用料、負担金及び分担金、手数料などの収入を見込んでおります。

第2項営業外収益2億6,932万3,000円は、他会計負担金、長期前受金戻入益が主なものです。

第3項特別利益3,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款下水道事業費用を3億7,060万9,000円とするものです。

第1項営業費用3億5,382万2,000円は、管渠費、処理場費、業務費、委託料、総係費、減価償却費などでございます。

第2項営業外費用1,413万5,000円は、企業債の利息等によるものです。

第3項特別損失1,152万円は、令和4年12月から令和5年3月までの賞与引当金の計上です。

第4項予備費は、150万円です。

197ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款資本的収入を2億922万円とするものです。

第1項企業債2,970万円は、建設改良工事に伴うもの及び公営企業会計移行後支援業務によるものです。

第2項出資金1,000円は、科目の計上です。

第3項負担金1億5,861万5,000円は、繰り出し基準に基づく一般会計負担金及び受益者負担金です。

第4項補助金2,090万2,000円は、国庫補助金で、社会資本整備総合交付金です。

第5項他会計繰入金、第6項固定資産売却代金1,000円は、科目の計上です。

次に、支出です。

第1款資本的支出を1億9,340万3,000円とするものです。

第1項建設改良費7,526万6,000円は、マンホール長寿命化工事、公共汚水ます設置工事、マンホールポンプ修繕工事、戸別合併処理浄化槽設置工事、流域下水道建設負担金、農業集落排水処理施設修繕工事によるものです。

第2項企業債償還金1億1,813万7,000円は、起業債の負担金、償還金です。

特例的収入及び支出です。

第4条の2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ2,429万8,000円及び5,442万5,000円である。

次ページになります。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、大郷町水洗便所改造資金利子補給。期間は令和6年度から令和10年度までとし、限度額を3万円とするものです。公共下水道に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備設置等の資金の融資をあっせんした場合の利子を町が補給するものです。

事項、大郷町水洗便所改造資金損失補償。期間は令和6年度から令和11年度までとし、限度額を水洗便所改造資金未償還元金の10%に相当する額とするものです。公共下水道に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水設備設置等の資金の融資をあっせんし。借り入れた資金について回収不能となった場合、金融機関へ損失補償を行うものです。

事項、大郷町農業集落排水水洗便所改造資金利子補給。期間は令和6年度から令和10年度までとし、限度額を1万6,000円とするものです。農業集落排水処理施設に接続しようとする者に対しての利子補給でございます。

事項、大郷町農業集落排水水洗便所改造資金損失補償。期間、限度額は水洗便所改造資金損失補償と同じで、内容についても同様でございます。

事項、大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給。期間は令和6年度から令和10年度までとし、限度額を1万6,000円とするものです。町が設置する戸別合併処理浄化槽に接続しようとする者に対し、水洗便所改造及びこれに伴う排水施設の設置等の資金の融資をあっせんした場合の利子を町が補給するものです。

事項、大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償。期間、限度額は水洗便所改造資金損失補償と同じで、内容についても同様でございます。

199ページをお開き願います。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的1、公共下水道事業につきまして、限度額を1,600万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他都合により繰上償還または低利に借り換えることができるものとするものでございます。

同じく2、合併処理浄化槽整備事業につきまして、限度額を830万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、公共下水道事業と同じでございます。

同じく3、公営企業会計適用事業につきまして、限度額を540万円とす

るものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、公共下水道事業と同じでございます。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は3,000万円と定めるものです。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予定額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用とするものです。次ページになります。

（議会の議決を経なければ、流用することができない経費）

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費を2,612万9,000円とするものです。

令和6年3月4日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第31号の提案理由の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第30号、議案第31号につきまして、それぞれ予算事項別明細書等を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第30号及び議案第31号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

それでは、これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑は、議案に対する基本方針や大綱的な事柄を中心に置いていただき、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項につきましては、後ほど設置される特別委員会において質問されるようお願いいたします。

まず、議案第25号について総括質疑を行います。ございませんか。ないですか。一般会計です。ございませんか。5番佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） それでは、第1回の定例会の総括質疑を行いたいと思います。初めてなので、ちょっと誤字脱字の文言があるところがあると思います。その辺は御了承願いたいかなと思います。

まず、大郷町総合計画に基づく主要施策について、産業のさらなる振

興で活力あるまちを推進する施策を掲げ、農村環境の将来を見据えた地域計画が新たに作成されることになっております。その中で、農村関係の維持、生産体制の強化の推進、農業後継者育成対策を喫緊の課題について取組に努めるとありますが、前川地区県営圃場事業につきまして、令和7年度の事業採択を目標としておりますが、農業法人や認定農業者の生産意欲を高めるため、また、後継者育成を早急に進めるためにも、事業採択が確実に受けられますよう、関係機関へ一層の働きかけをお願い申し上げます。

農業後継者育成対策をどのように対策を進めるかに早急に示していただきたいかなと思ってございます。この対策を推進することが、大郷町の農業の発展につながることは確実であります。農業は、大きく分けると水稻等を作付する土地利用型、葉物野菜等を作付する園芸事業、肥育牛、繁殖牛を飼育する畜産事業と3分類に大きく分けられます。消費者に安全で安心して、そして安定供給できることが必須条件であります、後継者の問題があります。これは、5年後、10年後の問題ではなく、もう明日にでも解決しなくてはいけない喫緊の課題でございます。

農業者が安心して事業継承できるような仕組みを早急に構成していただきたいと思います。このことは、優良な農地を守ることだけではなく、そこに携わる若年者等の生産意欲や移住定住にもつながり、小魚が住む小川、野鳥が住める農地、緑ある景観の維持ができます。このことは、人が住む町があり、緩衝地帯としての田畑、動物が住む山とすみ分けられることになるかと思えます。

また、先日の赤間則幸議員による一般質問であります。有害鳥獣被害対策が取り上げられていましたが、昨今、イノシシによる農地、農作物の被害が拡大が見受けられます。これを受けて、令和6年度に予算計上されておりますわな猟免許取得や被害防止策の支援が行われる予定となっておりますが、年々、イノシシをはじめとした有害鳥獣被害が拡大するのは確実であると思われますので、侵入防止のメッシュのフェンス等の設置等の予算を100万円ではなく、そう思いますので、100万円の予算ではなく、予算では被害対策が不十分ではないかと思われますので、侵入防止のメッシュのフェンスの設置等を早急に補正予算で組んでいただき、被害拡大の防止に努め、町民が安心して暮らせるようにしていただきたいと思ってございます。

次に、保健事業の町民が安心して暮らせる健康なまちの推進につきまして、障害者、高齢者の医療負担軽減及び介護事業は、なお一層きめ細

かい充実を図っていただきたいと思っています。また、18歳までの若年層の医療費等の無償化の推進、おたふく予防、おたふく風邪ですね、おたふく風邪予防接種、事業の新設等なり子育て支援についても、きめ細かい施策があります。このことは、他の市町村より進んでいると思われますし、実感しているところでございます。

近隣の医療関係等へ実施した場合、特にですが、産婦人科を受診したときに、大郷町の手厚い保健事業に感心することがございます。ただ、大郷町民はもとより、他町村の子育てを行っている父兄の方々に、この大郷町のよいところが周知徹底されているのでしょうか。こんなに子育てに手厚い保健事業を大郷町が行っていることをアピールすることで移住定住が図られるのではないのでしょうか。

妊娠判定検査の初回、妊娠判定受診費助成は、住民税非課税世帯を対象としておりますが、全世帯に対象を広げてはどうでしょうか。子供は宝であり、将来の希望でもあります。ここから人間がスタートするということもありまして、安全安心して暮らせるまちづくりを推進するためにも、お願い申し上げて総括質疑を終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長、いいですか。町長。

町長（田中 学君） ただいまの総括質疑に対して答弁させていただきますが、農業に関しましては、これまでも、町としていろいろ農家の皆さんにも、機会あるごとに本町農業の在り方についてもお話ししてまいりましたが、特に、なぜこのような農業になったのかということは、行政よりも、まず、それに携わってまいりました農協自身にも大きな欠陥があったのではないのかというふうに、私なりに思っているところであります。

町も、これまで農家に対しても様々な要望、要請に対してはお答えしてまいりましたが、農家自身が自分の仕事をどう理解して、将来どうしていくのかということが、本当にお持ちなのかということを、大変、私から申し上げれば失礼な話になるわけではありますが、ただ、行政としての指導なり支援なりについては、全く惜しまずやってきたつもりであります。

ここで今、国もこのような国内の食料自給率では、かなり危険な状態にあるということではないのでしょうか。食料・農業・農村基本法を見直すということが、最近出てまいりました。このことに我々、遅過ぎたとも思いますけれども、国もいよいよ、自ら危機感を感じて農業に目を向けたということでもあります。

工業品のように、いろいろはやりものを作るという産業と違いまして、

本当に地味な、本当に人間に必要な、まさに命の仕事をやっているわけでありますので、これから新しい農業を加えながら、年に一遍、種を下して、1回の収穫で、なかなか経済的にも大変だということから、今始まろうとしているスマート農業に少しでも依存しながら、本町の安定的な食料自給力を高めていこうという、そういう考え方から、ただいま議論しているスマートスポーツパークの事業も取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

総合的に、ただいまの御質問については、これから始まっていく予算審査の中で、一つ一つ丁寧に、それぞれの担当課が説明を申し上げさせていただいて、基本的には、町民のニーズに応えていくという姿勢には変わりございませんので、どうぞよろしく御協力を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長、もう一つ、うちの大郷町で、介護の支援等、いろいろな各種事業、さらには子育て支援の事業、他町村に劣らない、勝るような事業もやっているんですが、その辺をアピールしながら移住定住につなげるべきではないかということと、さらに1つだけ、妊娠ですか、に対する支援についても拡充をすべきでないかと、もう少し広く、低所得者とかそういうことに限らず支援していくべきでないかということについて、移住定住ということの観点を含めながら答弁をお願いします。

町長（田中 学君） 今、本町の喫緊の課題として取り組んでいる、解決しなければならない少子化と人口減少、これが、進めていく、いろいろな諸政策については、これから予算審査の中で答えてまいりたいなというふうに思っておりますので、施政方針でも申し上げた内容で、一つ一つ取り組んでまいりますので、よろしくどうぞ御理解をいただきたいと思います。

今ここで、大郷町が、よその若い人たちから大郷町がいいなと選ばれるような、そういう魅力的なまちづくりを進めようとしてございますので、この事業計画にも、もっといろいろな味わいをつけながら、皆さんの御意見を十分反映させるような内容で進めてまいりたいというふうに思います。

いずれにしても、農業のエキスパートの副町長を、皆さんの御理解を得て4月1日から本町で、前川圃場整備の準備などもお願いしながら、本町独自の新しい農業に十分対応できる人材であるというふうに、私は自負をしているところでありますので、どうか遠慮なくどんどん使っていただいて、いい大郷の農業環境が定着できるように頑張ってまいりた

いというふうに思います。

以上です。

議長（石川良彦君）　ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後 1 時 15 分といたします。

午 前　　0 時 0 3 分　　休 憩

午 後　　1 時 1 5 分　　開 議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の前に、午前の会議の中での議案第26号の提案理由の説明において誤りがあったということで、訂正をいただきます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君）　申し訳ございません。当初予算書のうち、124ページと125ページに一部誤りがございましたので、お配りしております正誤表のとおり修正のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（石川良彦君）　ということでございますので、よろしくをお願いします。

それでは、午前に引き続きの総括質疑を行います。ございませんか。

7 番金須新一議員。

7 番（金須新一君）　それでは質問させていただきます。

令和 6 年 3 月定例会初日に、町長が令和 6 年度の施政方針の中で、令和 6 年の行政信条は町民第一、夢創と述べられ、決意から実行へと、大郷の未来づくりは、世の中の若者から選ばれる多様性と開放的な環境を整え、従来存在しなかった全く新しい領域に新事業を生み出していく。投資のないところに利益はなく、大郷の輝かしい未来を切り開くために、英知を結集し、豊かで持続可能なまちの実現に向け、どのような状況であっても希望を持って挑戦を続け、次世代に向けて町民の皆様と連携して力強く取り組んでまいりますと語られています。

行政と歩み寄り、お互いに協力しながらまちづくりを望む町民は、多くいると思います。今回挙げられた施政方針のうち、これからの大郷にとって非常に重要と考えられる高齢者対策、防災、農業振興、企業誘致、環境事業について、令和 6 年度はどのような特色のある取組をお考えになっているか、お伺いいたします。

議長（石川良彦君）　よろしいですか。町長、よろしいですか。答弁願います、町長。

町長（田中 学君）　基本的には、何をやるにも財政が安定していなければなりません。そのためには、今年度のような、予算編成する際に基金を取り崩して何とか収支バランスを取っている。特に、この先太陽光発電の

償却資産もピークに来ていて、今後、下がっていく状況にございますので、安定した財源を確保するための事業として、前川地区に今計画しているSSPのまず仕事をやり遂げなければなりませんし、その中でも、我々大きな期待をしているのは、スポーツ産業もそうありますが、スマート農業に対する、大企業の皆さんから本町が今、選ばれているという状況にございます。今後、契約まで結びつけていく、そのための努力は惜しまないつもりでございますので、また、かわまちづくりのこの事業についても、自然をテーマとした吉田川左岸側の河川敷を活用した公園整備もこれから始まろうとしてございます。

いずれにしても、本町が今までにない、そして、今まで想像もしなかった、あの前川地区に、55ヘクタールの農地を活用したスポーツ産業とスマート農業の事業との共存が可能になるとなれば、本町の将来に大きな得が出てまいります。その得を町民に与えていくのが、我々行政の役割であるというふうに認識をしてございます。

多少の投資はございますけれども、それ以上に長いスパンで見れば、本町の財政に大きな力になると、そう信じているところであります。その財源をもって、高齢化問題にも対応してまいりたいと。また、子育てにも、その恩恵を受けられるような内容にすることが、この事業の大きな役割であるというふうに私は思います。

これまで想像もしない大企業が農業の分野に参入するという、そういう時代に来たようであります。そういう意味では、今までのような土地利用型農業からスマート農業化にチェンジすることも、今でなければできない事業だというふうに思いますので、これを私は、農業を産業に変えるという、そういう意味合いを申し上げているところであります。

雇用も相当ございますので、必ずしも半導体だけが産業でございませぬので、本町に似合った事業を、町民みんなでそれを理解して、その産業に携わることによって、地域経済が安定するものというふうに思います。

そういうことを先人の皆さんが、この時代を想定した形で、あえて仙台都市圏の都市計画から外したのかなとさえも、今そんなことを感じて、それを尊敬し、本町ならではの農業を産業に変えるという、その姿勢を今ここで崩すわけにはいきませぬので、まず、それを確認して様々な分野に枝葉をつけてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君）　ほかにございせんか。1番赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） では、総括質疑をさせていただきます。

今、佐々木議員そして金須議員の御質問に対して、町長から、今大郷の抱える農業について熱い思いと、そして現状、そして農家への檄と、これから農業のスペシャリストである副町長を迎え、農家の要望にしっかりと応えていくという、大変心強い御回答いただいております。

私も、一人の農家として大変うれしく思うとともに、やはり、今の時代は激しく変化をする時代だと思ってございます。その中で、今回、来年度予算でございましたが、その中で、今回組めなかったといいますか、これから、委員会のほうでいろいろと話はしていくと思うんですけども、予算の中でもちょっと組めなかったものとか、農業にこれはやったほうが良いということが来年度中に出てくるかもしれません。

そういったときに、やはり財政が厳しいというのは重々分かるんですが、そして厳しい中で、しっかりと知恵と工夫をして何とかしていかなければならないと思ってございますが、ただ、どうしても予算が必要になってくるということもあると思います。そういったときに、今年度の予算はないので、また来年度に回す、そういったことが、できればないように、すぐ補正予算を組むなりして、しっかりと対応していただければいいなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います、町長。

町長（田中 学君） ただいまの御質問は、全体的を射た御質問だというふうに思います。ですから、当初予算58億5,000万円でスタートするわけがありますが、どうしても途中で必要なもの、また、災害が発生するかもしれません。

いずれにしても、補正という、この項目を十分活用できるような、そういう柔軟性は、全く我々、今までそういう形で行政推進をしてきているわけでありますので、今後も、補正というこの項目を十分生かせるような、何か途中で町民に対して必要に応じては、私は前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、今まで、当初予算に反対だという議論も議会でもございまして、反対した議員も存在しておりました。そうなりますと、当初予算に反対だということで、この土俵から下りられると、その議員のお持ちになっている予算はないということに私は理解するわけでありますので、ひとつ、そういうことのないように、前向きに議論しながら、この町がどうすれば町民に得を与えられる町になるのかということをお忘れなく議論してまいりたいというふうに思います。

月曜日から、新年度予算の1件、1件内容に触れるわけでありますから、どうぞしっかり前向きに取り組んで、我々もまいりますので、よろしく御指導、御鞭撻をいただくようお願いいたします。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 議案第25号 令和6年一般会計予算につきまして総括質疑を行います。

3月4日に、町長が施政方針で述べられました施策につきまして、どのように具現化をしていくのかという観点からお伺いいたします。

スマートスポーツパーク構想について、施政方針では、観光掛ける農業を基軸として、町内における新たな雇用やビジネスが創出される正の循環を構築し、関係人口や交流人口の創出、拡大を見込み、最終的には定住人口の増加まで結びつけていけるよう努めてまいりますと述べられております。

2月19日の調査の結果報告では、今後の事業実施の判断の想定スケジュールが示されております。また、測量や設計業務について、令和6年5月までに着手の目標と計画をされております。この用地の費用と、測量設計に関する事業費の関連予算につきまして、当予算で計画をされているのかどうかについて、御説明をお願いいたします。

当予算で計画されていない場合、予算につきまして、今後どのような方針となっているのか。補正予算を想定されているのか、お伺いいたします。

以上です。

議長（石川良彦君） 個別の計数とかについては、予算審査の場をお願いいたします。基本的に、SSPの構想の中での定住とかにいかにつながるかという内容での答弁でよろしいですね。ということで、町長、答弁願います。

町長（田中 学君） SSPの事業費については、今回の当初予算には計上してございません。もう少し事業計画が正確に見えてまいりましたら、その時点で、補正でお願いするという、そういう計画でございますので、今回の当初には組み込んでございませんので、よろしくどうぞ御理解をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって総括質疑を終わります。

次に、議案第26号についての総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないですか。ないようですので、これをもって議案第26号の総括質疑を終わります。

次に、議案第27号についての総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第27号の総括質疑を終わります。

次に、議案第28号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第28号の総括質疑を終わります。

次に、議案第29号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないですね。ないようですので、これをもって議案第29号の総括質疑を終わります。

次に、議案第30号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第30号の総括質疑を終わります。

次に、議案第31号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第31号の総括質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号から議案第31号までについて、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第31号までを、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

午 後 1 時 3 5 分 休 憩

午 後 1 時 4 0 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長には熱海文義議員、副委員長に金須新一議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため本日の会議終了から3月18日までの期間、本会議を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から3月18日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る3月19日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

議長（石川良彦君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 1 時 4 1 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員